

任期付職員（東北厚生局指導医療官）の募集について （募集要項）

保険医療機関等が行った診療報酬請求の内容について、医学上の専門的見地から当該保険医療機関等に対する指導・監査を行う「任期付職員」（東北厚生局指導医療官（医科担当））を以下により募集する。

1 採用区分、採用予定人数等

（１）採用区分

任期付職員（東北厚生局に勤務する指導医療官（医科担当））

（２）職務内容

- ①保険医療機関及び保険医等に対する指導・監査
- ②保険者、審査支払機関、保険医療機関、保険医及び医療関係団体に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言
- ③保険者、審査支払機関の行うレセプト審査における疑義解釈等に関する指導、助言

等を職務として担当する。

（３）採用予定人員等

- ①採用予定人員 最大２名
- ②勤務予定先 東北厚生局山形事務所、福島事務所
※いずれの機関も採用予定者数は１名とする。
※勤務予定先については優先順位を付して複数の官署を希望することができる。

2 採用予定日

令和７年１１月１日（採用日は相談に応じる。）

3 任用期間

採用日から原則３年。

なお、５年を超えない範囲で延長する場合がある。

4 応募要件

次の要件１及び要件２を満たしていること。

（１）基本要件（要件１）

- ①日本国籍を有し、医師国家試験に合格した者で現に保険医として登録されていること。
- ②当該試験合格後５年以上経過し、かつ、病院又は診療所において、原則として５年以上の臨床経験を有すること。
- ③過去に健康保険法等に基づく保険医の取消処分等を受けたことがないこと。

(2) 実務経験等の要件（要件2）

大学病院等に勤務している者、または、退職後、概ね2年以内である者で、次に掲げるいずれかの知識や経験を有する者であること。

- ①先端の臨床業務・研究・医学教育等に従事する者の知識や経験
- ②医薬品の適正な使用や特定保険医療材料の使用方法に関する知識や経験
- ③最新の手術や処置等の手技に関する知識や経験
- ④チーム医療（例えば、リハビリテーション・精神科医療等）に関する知識や経験
- ⑤地域医療に関する知識や経験
- ⑥その他前①から⑤に準じる高度で専門的な知識・経験と認められるもの

(3) 欠格要件

以下に該当する者は、応募できない。

- ①日本国籍を有しない者
- ②国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

応募書類の記載内容により、経験及び専門性等を勘案し選考する。

(2) 第2次選考（口述試験）

第1次選考合格者に対し、指導医療官としての適性等について個別面接により行う。

6 第1次選考の結果の連絡

第1次選考の結果については、東北厚生局総務課より通知する。

7 第2次選考（口述試験）の実施

第1次選考合格者に対し、東北厚生局総務課から第2次選考（口述試験）の日時等を通知する。

8 第2次選考結果の通知

第2次選考（口述試験）の実施後、東北厚生局総務課より郵便で通知する。

（注）電話による照会には応じない。

9 勤務条件

(1) 給料

①給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」に基づき職歴等を勘案して決定する。

②上記の他、期末・勤勉手当、通勤手当、地域手当等を支給する。

(2) 勤務時間

8 時 30 分～17 時 15 分（始業時刻及び終業時刻は勤務官署の定めによる）

1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分

※必要に応じ適宜、残業がある。

(3) 休暇等

完全週休 2 日制（土曜日、日曜日）、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇がある。

(4) 服務

任期付職員は、常勤の一般職の国家公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など国家公務員の服務に関する規定が適用される。

(5) 兼業

勤務予定先の管轄区域における保険医療機関への兼業については認められない。

ただし、勤務予定先の管轄区域以外における保険医療機関への兼業については、一定の条件を満たすことにより認められる場合がある。

10 応募方法

次の（１）応募書類を「11 問い合わせ先及び書類提出先」まで持参又は郵送（配達記録郵便）により申し込むこと。

なお、この応募書類とは別に、エクセル形式で作成した専用の申込書（別添様式 1）を電子媒体（押印省略）で特殊メールアドレス（thkousei018@mhlw.go.jp）あて電子メールか、CD 又は DVD などの電子媒体を持参又は同封すること。

※ 普通郵便で送付した場合の事故については責任を負わない。

(1) 応募書類

申込書（別添 様式 1）

①履歴書（市販の用紙可、顔写真貼付）

②医師免許証の写し

③小論文（800 字以上 1,200 字以内、A 4 縦書き、ワープロによる作成）

小論文テーマ：「指導医療官として医療保険の仕事に携わるにあたり考えること」等

(2) 申込受付期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）から 6 月 27 日（金）まで

（郵送の場合は、6 月 27 日（金）消印有効）

（注 1）土・日曜日及び祝日は閉庁。

（注 2）持参の場合の受付時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。

（注 3）エクセル形式の専用の申込書（別添様式 1・電子媒体）を特殊メールアドレスにおいて受信したものは、郵送の場合の消印有効と同様に取り扱う。

11 問い合わせ先及び書類提出先

問い合わせ先

東北厚生局管理課

所在地 〒980－8426

宮城県仙台市青葉区花京院 1 丁目 1 番 20 号

花京院スクエア 21 階

電 話 022-206-5215（直通）